

## 委託研究契約書 対照表 [START 大学・エコシステム推進型(スタートアップ・エコシステム形成支援)／大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム]

(新) 令和7年度「戦略的創造研究推進事業」	(新) 令和7年度「START 大学・エコシステム推進型(スタートアップ・エコシステム形成支援)／大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム」	(旧) 令和6年度 「大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム (企業等(スタートアップ))」	備考
<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 委託研究契約書</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と《契約先機関名》(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>(1) 研究題目等: 契約番号「《契約 ID》」 事業「《事業名》」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「《研究タイプ名》」 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」</p> <p>(2) 研究担当者:《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》</p> <p>(3) 契約期間:《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで)</p> <p>(4) 当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:《当年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:《翌年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和7年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。</p> <p>(5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。</p>	<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 委託研究契約書</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と《契約先機関名》(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>(1) 研究題目等: 契約番号「《契約 ID》」 事業「《事業名》」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「《研究タイプ名》」 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」</p> <p>(2) 研究担当者:《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》</p> <p>(3) 契約期間:《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで)</p> <p>(4) 当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:《当年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:《翌年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和7年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。</p> <p>(5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。</p>	<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 委託研究契約書</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と《契約先機関名》(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>(1) 研究題目等: 契約番号「《契約 ID》」 事業「《事業名》」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「《研究タイプ名》」 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」</p> <p>(2) 研究担当者:《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》</p> <p>(3) 契約期間:《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで)</p> <p>(4) 当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:《当年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:《翌年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和6年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。</p> <p>(5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。</p>	<p>赤字:今回の改定箇所。</p> <p>水色マーカー:左列と中列との相違箇所</p> <p>財源に基金を用いる事業は、「事業名」末尾に財源を付記('…事業(基金)').</p>

<p>(6)別記の取扱い: 別記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p>	<p>(6)別記の取扱い: 別記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p>	<p>(6)別記の取扱い: 别記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p>																																																						
<p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《締結日》</p>	<p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《締結日》</p>	<p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《締結日》</p>																																																						
<p>(甲) 東京都千代田区四番町5番地3 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 契約部長 ○○ ○○</p>	<p>(甲) 東京都千代田区四番町5番地3 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 契約部長 ○○ ○○</p>	<p>(甲) 東京都千代田区四番町5番地3 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 契約部長 ○○ ○○</p>																																																						
<p><b>別記1 委託研究費内訳等</b></p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p> <table border="1" data-bbox="257 824 1013 1264"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費・謝金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間接経費 [間接経费率×間接経費率]%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(直接経費計+間接経費)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	金額(円)	直接経費		物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経费率×間接経費率]%		合計(直接経費計+間接経費)		<p><b>別記1 委託研究費内訳等</b></p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1124 824 1908 1264"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費・謝金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間接経費 [間接経费率×間接経費率]%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(直接経費計+間接経費)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	金額(円)	直接経費		物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経费率×間接経費率]%		合計(直接経費計+間接経費)		<p><b>別記1 委託研究費内訳等</b></p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p> <table border="1" data-bbox="2000 824 2671 1264"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費・謝金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間接経費 [間接経费率×間接経費率]%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(直接経費計+間接経費)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	金額(円)	直接経費		物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経费率×間接経費率]%		合計(直接経費計+間接経費)	
費目	金額(円)																																																							
直接経費																																																								
物品費																																																								
旅費																																																								
人件費・謝金																																																								
その他																																																								
直接経費計																																																								
間接経費 [間接経费率×間接経費率]%																																																								
合計(直接経費計+間接経費)																																																								
費目	金額(円)																																																							
直接経費																																																								
物品費																																																								
旅費																																																								
人件費・謝金																																																								
その他																																																								
直接経費計																																																								
間接経費 [間接経费率×間接経費率]%																																																								
合計(直接経費計+間接経費)																																																								
費目	金額(円)																																																							
直接経費																																																								
物品費																																																								
旅費																																																								
人件費・謝金																																																								
その他																																																								
直接経費計																																																								
間接経費 [間接経费率×間接経費率]%																																																								
合計(直接経費計+間接経費)																																																								
<p>(※1)消費税額及び地方消費税額を含む。</p> <p>(※2)契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。</p>	<p>(※1)消費税額及び地方消費税額を含む。</p> <p>(※2)契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。</p>	<p>(※1)消費税額及び地方消費税額を含む。</p> <p>(※2)契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。</p>																																																						

<p>(※3)間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p> <p>2 本契約における費目間流用の取扱い 本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="238 471 978 718"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>最低基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦略的創造研究推進事業</td><td>全ての研究タイプ</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>社会技術研究開発事業</td><td>社会技術研究開発</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業</td><td>社会シナリオ研究</td><td>500万円</td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	最低基準額	戦略的創造研究推進事業	全ての研究タイプ	500万円	社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	500万円	低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業	社会シナリオ研究	500万円	<p>(※3)間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p> <p>2 本契約における費目間流用の取扱い 本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1025 471 1867 1448"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>最低基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果展開事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)</li> <li>产学共同 (育成型、本格型、ステージI (育成フェーズ)、ステージII (本格フェーズ))</li> <li>大学発新産業創出プログラム (START)</li> <li>プロジェクト推進型 事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援</li> <li>大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul> </td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>大学発新産業創出基金事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援</li> <li>ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</li> <li>スタートアップ・エコシステム共創プログラム</li> </ul> </td><td>500万円</td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	最低基準額	研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)</li> <li>产学共同 (育成型、本格型、ステージI (育成フェーズ)、ステージII (本格フェーズ))</li> <li>大学発新産業創出プログラム (START)</li> <li>プロジェクト推進型 事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援</li> <li>大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul>	500万円	大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援</li> <li>ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</li> <li>スタートアップ・エコシステム共創プログラム</li> </ul>	500万円	<p>(※3)間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p> <p>2 本契約における費目間流用の取扱い 本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1883 471 2991 1448"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>最低基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果展開事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)</li> <li>产学共同 (育成型、本格型、ステージI (育成フェーズ)、ステージII (本格フェーズ))</li> <li>大学発新産業創出プログラム (START)</li> <li>プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援</li> <li>大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul> </td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>大学発新産業創出基金事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>可能性検証</li> <li>プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援</li> <li>ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</li> <li>スタートアップ・エコシステム共創プログラム</li> </ul> </td><td>100万円</td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	最低基準額	研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)</li> <li>产学共同 (育成型、本格型、ステージI (育成フェーズ)、ステージII (本格フェーズ))</li> <li>大学発新産業創出プログラム (START)</li> <li>プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援</li> <li>大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul>	500万円	大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能性検証</li> <li>プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援</li> <li>ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</li> <li>スタートアップ・エコシステム共創プログラム</li> </ul>	100万円
事業	研究タイプ	最低基準額																														
戦略的創造研究推進事業	全ての研究タイプ	500万円																														
社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	500万円																														
低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業	社会シナリオ研究	500万円																														
事業	研究タイプ	最低基準額																														
研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)</li> <li>产学共同 (育成型、本格型、ステージI (育成フェーズ)、ステージII (本格フェーズ))</li> <li>大学発新産業創出プログラム (START)</li> <li>プロジェクト推進型 事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援</li> <li>大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul>	500万円																														
大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援</li> <li>ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</li> <li>スタートアップ・エコシステム共創プログラム</li> </ul>	500万円																														
事業	研究タイプ	最低基準額																														
研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)</li> <li>产学共同 (育成型、本格型、ステージI (育成フェーズ)、ステージII (本格フェーズ))</li> <li>大学発新産業創出プログラム (START)</li> <li>プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援</li> <li>大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul>	500万円																														
大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能性検証</li> <li>プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援</li> <li>ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</li> <li>スタートアップ・エコシステム共創プログラム</li> </ul>	100万円																														
<p>3 当事業年度における研究目的及び内容 《当年度目的》</p> <p><b>別記2 読替規定</b> 契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。</p> <table border="1" data-bbox="238 1875 978 2106"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>読替内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦略的創造研究推進事業</td><td>ERATO</td><td>「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に</td></tr> <tr> <td></td><td>ALCA-Next</td><td>「研究領域」を「技術領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に</td></tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	読替内容	戦略的創造研究推進事業	ERATO	「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に		ALCA-Next	「研究領域」を「技術領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に	<p>3 当事業年度における研究目的及び内容 《当年度目的》</p> <p>「この頁、以下余白」</p> <p><b>別記2 読替規定</b> 契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。</p> <table border="1" data-bbox="1025 1875 1867 1942"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>読替内容</th></tr> </thead> </table>	事業	研究タイプ	読替内容	<p>3 当事業年度における研究目的及び内容 《当年度目的》</p> <p>「この頁、以下余白」</p> <p><b>別記2 読替規定</b> 契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。</p> <table border="1" data-bbox="1883 1875 2991 1942"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>読替内容</th></tr> </thead> </table>	事業	研究タイプ	読替内容															
事業	研究タイプ	読替内容																														
戦略的創造研究推進事業	ERATO	「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に																														
	ALCA-Next	「研究領域」を「技術領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に																														
事業	研究タイプ	読替内容																														
事業	研究タイプ	読替内容																														

		「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に		
	CRONOS	「研究領域」を「領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に		
社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	「研究」を「研究開発及び研究開発成果の展開」に		
		「この頁、以下余白」		
研究成果展開事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「研究」を「研究開発」に</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(育成型、ステージI(育成フェーズ)、ステージII(本格フェーズ))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「研究」を「研究開発」に</li> <li>「研究代表者」を「研究責任者」に</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「研究」を「研究開発」に</li> <li>「研究代表者」を「プロジェクトリーダー(企業責任者)」に</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「研究」を「研究開発」に</li> <li>「研究代表者」を「総括責任者」に</li> <li>「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 起業実証支援</li> </ul>		終了となった研究タイプを削除
		<ul style="list-style-type: none"> <li>大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「研究」を「研究開発」に</li> <li>「研究代表者」を「総括責任者」に</li> <li>「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>大学発新産業創出プログラム(SCORE) 大学推進型 大学・エコシステム推進型 大学推進型</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「社会還元加速プログラム(SCORE) 大学推進型」を「大学・エコシステム推進型 大学推進型」に</li> <li>「研究」を「研究開発」に</li> <li>「研究代表者」を「総括責任者」に</li> <li>「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業プロモーター支援型」を「プロジェクト推進型事業プロモーター支援」に</li> <li>「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に</li> <li>「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に</li> <li>「研究担当者」を「事業責任者」に</li> </ul>	

		<p>者」に        ・「研究者」を「事業プロモーター」に        ・「研究機関」を「実施機関」に</p>		<p>者」に        ・「研究者」を「事業プロモーター」に        ・「研究機関」を「実施機関」に</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト推進型 起業実証支援</li> </ul>	<p>・「研究」を「研究開発」に</p>		<p>・「研究」を「研究開発」に</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト推進型 事業プロモーター支援</li> </ul>	<p>・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に        ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に        ・「研究担当者」を「事業責任者」に        ・「研究者」を「事業プロモーター」に        ・「研究機関」を「実施機関」に</p>		<p>・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に        ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に        ・「研究担当者」を「事業責任者」に        ・「研究者」を「事業プロモーター」に        ・「研究機関」を「実施機関」に</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</li> </ul>	<p>・「研究」を「研究開発」に        ※事業化推進機関については、以下も追加する。        ・「研究担当者」を「事業化推進機関の代表者（複数機関の場合、「代表事業化推進機関の代表者」又は「主たる共同事業化推進機関の責任者」）」に        ・「研究者」を「事業化推進者」に        ・「研究機関」を「事業化推進機関」に</p>		<p>・「研究」を「研究開発」に        ※事業化推進機関については、以下も追加する。        ・「研究担当者」を「事業化推進機関の代表者（複数機関の場合、「代表事業化推進機関の代表者」又は「主たる共同事業化推進機関の責任者」）」に        ・「研究者」を「事業化推進者」に        ・「研究機関」を「事業化推進機関」に</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップ・エコシステム共創プログラム</li> </ul>	<p>・「研究」を「研究開発」に        ・「研究代表者」を「総括責任者」に        ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</p>		<p>・「研究」を「研究開発」に        ・「研究代表者」を「総括責任者」に        ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</p>
大学発新産業創出基金事業		「この頁、以下余白」		「この頁、以下余白」
別記3 一般条項 (定義)	別記3 一般条項 (定義)	第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	(1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。	(2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結す
第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	(1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。	(2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結す		

### 別記3 一般条項

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。

(2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結す

### 別記3 一般条項

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。

(2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結す

### 別記3 一般条項

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。

(2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結す



<p>行政法人自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金            (18)「取得物品」とは、本研究のために乙が直接経費により取得した物品等をいう。            (19)「提供物品」とは、本研究の実施上の必要のために乙の使用が認められる甲所有の物品等のうち取得物品以外のものをいう。            (20)「研究成果」とは、本契約等に基づき本研究において得られた成果をいう。</p>	<p>行政法人自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金            (18)「取得物品」とは、本研究のために乙が直接経費により取得した物品等をいう。            (19)「提供物品」とは、本研究の実施上の必要のために乙の使用が認められる甲所有の物品等のうち取得物品以外のものをいう。            (20)「研究成果」とは、本契約等に基づき本研究において得られた成果をいう。</p>	<p>行政法人自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金            (18)「取得物品」とは、本研究のために乙が直接経費により取得した物品等をいう。            (19)「提供物品」とは、本研究の実施上の必要のために乙の使用が認められる甲所有の物品等のうち取得物品以外のものをいう。            (20)「研究成果」とは、本契約等に基づき本研究において得られた成果をいう。</p>
<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)            第2条 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p>	<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)            第2条 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p>	<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)            第2条 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p>
<p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>
<p>(調査)            第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(調査)            第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(調査)            第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>
<p>(委託研究費の支払い)            第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究費の支払い)            第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究費の支払い)            第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>
<p>(概算払い)</p>	<p>(概算払い)</p>	<p>(概算払い)</p>

第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)	第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)	第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)
2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の用途に使用してはならない。	2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の用途に使用してはならない。	2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の用途に使用してはならない。
<b>(帳簿等の整理)</b>		
第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。	第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。	第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。
2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。	2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。	2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。
<b>(取得物品の帰属等)</b>		
第5条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。	第5条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。	第5条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
2 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。	2 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。	2 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。
(1)取得物品のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。	(1)取得物品のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。	(1)取得物品のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。
(2)前号以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。	(2)前号以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。	(2)前号以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
(3)乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。	(3)乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。	(3)乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。
(4)乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。	(4)乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。	(4)乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。
<b>(提供物品の使用等)</b>		
第6条 乙は、提供物品がある場合、これを研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該提供物品の公租公課は、甲の負担とする。	第6条 乙は、提供物品がある場合、これを研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該提供物品の公租公課は、甲の負担とする。	第6条 乙は、提供物品がある場合、これを研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。当該期間中、当該提供物品の公租公課は、甲の負担とする。
2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。	2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。	2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。
<b>(研究期間終了後の物品等の取扱い)</b>		
第7条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究期間終了後遅滞なく当該提供物品を乙に譲渡し、乙は、本研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。	第7条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究期間終了後遅滞なく当該提供物品を乙に譲渡し、乙は、本研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。	第7条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究期間終了後遅滞なく当該提供物品を乙に譲渡し、乙は、本研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。
2 契約項目において企業等と認められた乙は、使用する甲帰属の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究期間	2 契約項目において企業等と認められた乙は、使用する甲帰属の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究期間	2 契約項目において企業等と認められた乙は、使用する甲帰属の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究期間

<p>終了後遅滞なく有償で甲から借り受け本研究の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後甲から買取るものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p> <p>3 前項にかかわらず、研究期間終了後乙が取得物品等の買い受けを希望し、甲がこれを承諾したときは、乙は、有償借り受けを経ることなく又は耐用年数経過前に当該取得物品等を買い受けることができるものとする。</p>	<p>終了後遅滞なく有償で甲から借り受け本研究の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後甲から買取るものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p> <p>3 前項にかかわらず、研究期間終了後乙が取得物品等の買い受けを希望し、甲がこれを承諾したときは、乙は、有償借り受けを経ることなく又は耐用年数経過前に当該取得物品等を買い受けることができるものとする。</p>	<p>終了後遅滞なく有償で甲から借り受け本研究の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後甲から買取るものとする。ただし、甲が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りではない。</p> <p>3 前項にかかわらず、研究期間終了後乙が取得物品等の買い受けを希望し、甲がこれを承諾したときは、乙は、有償借り受けを経ることなく又は耐用年数経過前に当該取得物品等を買い受けることができるものとする。</p>
<p>(再委託)</p>	<p>(再委託)</p>	<p>(再委託)</p>
<p>第8条 乙は、本研究の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、乙は、甲が本研究の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。</p>	<p>第8条 乙は、本研究の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、乙は、甲が本研究の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。</p>	<p>第8条 乙は、本研究の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、乙は、甲が本研究の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。</p>
<p>(秘密保持)</p>	<p>(秘密保持)</p>	<p>(秘密保持)</p>
<p>第9条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。</p>	<p>第9条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。</p>	<p>第9条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。</p>
<p>2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p>	<p>2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p>	<p>2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p>
<p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p>	<p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p>	<p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p>
<p>(1)開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p>	<p>(1)開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p>	<p>(1)開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p>
<p>(2)開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p>	<p>(2)開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p>	<p>(2)開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p>
<p>(3)開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p>	<p>(3)開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p>	<p>(3)開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p>
<p>(4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p>	<p>(4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p>	<p>(4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p>
<p>(5)相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p>	<p>(5)相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p>	<p>(5)相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p>
<p>(6)公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p>	<p>(6)公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p>	<p>(6)公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p>
<p>4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。</p>	<p>4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。</p>	<p>4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。</p>
<p>5 乙は、研究者等、その他本研究に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p>	<p>5 乙は、研究者等、その他本研究に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p>	<p>5 乙は、研究者等、その他本研究に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p>
<p>6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。</p>	<p>6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。</p>	<p>6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。</p>
<p>7 本条の効力は研究期間終了後5年間存続するものとする。</p>	<p>7 本条の効力は研究期間終了後5年間存続するものとする。</p>	<p>7 本条の効力は研究期間終了後5年間存続するものとする。</p>

<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第9条の2 乙は、本研究の実施にあたり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下「当該個人情報」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2 乙は、当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。なお、甲が当該個人情報に係る適切な管理のために乙に対して必要な事項について指示を行う場合、乙は、これに従うものとする。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第9条の2 乙は、本研究の実施にあたり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下「当該個人情報」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2 乙は、当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。なお、甲が当該個人情報に係る適切な管理のために乙に対して必要な事項について指示を行う場合、乙は、これに従うものとする。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第9条の2 乙は、本研究の実施にあたり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下「当該個人情報」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2 乙は、当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。なお、甲が当該個人情報に係る適切な管理のために乙に対して必要な事項について指示を行う場合、乙は、これに従うものとする。</p>
<p>(委託研究実績報告書及び精算)</p> <p>第10条 乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の5月31日までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。</p>	<p>(委託研究実績報告書及び精算)</p> <p>第10条 乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の5月31日までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。</p>	<p>(委託研究実績報告書及び精算)</p> <p>第10条 乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の5月31日までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。</p>
<p>2 甲は、前項の委託研究実績報告書等を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、当該事業年度における委託研究費の金額と本研究の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が当該事業年度において支払うべき経費の額として、精算する。</p> <p>3 乙は、既に支払を受けた委託研究費が前項の甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。</p> <p>4 乙は、契約項目において大学等と認められ、かつ契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出することを条件に、当該事業年度における委託研究費の未使用額を甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができる。</p>	<p>2 甲は、前項の委託研究実績報告書等を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、当該事業年度における委託研究費の金額と本研究の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が当該事業年度において支払うべき経費の額として、精算する。</p> <p>3 乙は、既に支払を受けた委託研究費が前項の甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。</p> <p>4 乙は、契約項目において大学等と認められ、かつ契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出することを条件に、当該事業年度における委託研究費の未使用額を甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができる。</p>	<p>2 甲は、前項の委託研究実績報告書等を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、当該事業年度における委託研究費の金額と本研究の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が当該事業年度において支払うべき経費の額として、精算する。</p> <p>3 乙は、既に支払を受けた委託研究費が前項の甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。</p> <p>4 乙は、契約項目において大学等と認められ、かつ契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出することを条件に、当該事業年度における委託研究費の未使用額を甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができる。</p>
<p>(停止、中止又は期間の変更)</p> <p>第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用的停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第3号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。</p> <p>(1)研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題 その他の事由の発生又は本研究に対し甲が行う評価により、本研究を継続することが適切ではないと甲が判断した場合</p> <p>(2)一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合</p> <p>(3)天災その他やむを得ない事由がある場合</p> <p>(4)乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合</p> <p>(5)乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合</p>	<p>(停止、中止又は期間の変更)</p> <p>第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用的停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第3号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。</p> <p>(1)研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題 その他の事由の発生又は本研究に対し甲が行う評価により、本研究を継続することが適切ではないと甲が判断した場合</p> <p>(2)一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合</p> <p>(3)天災その他やむを得ない事由がある場合</p> <p>(4)乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合</p> <p>(5)乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合</p>	<p>(停止、中止又は期間の変更)</p> <p>第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用的停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第3号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。</p> <p>(1)研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題 その他の事由の発生又は本研究に対し甲が行う評価により、本研究を継続することが適切ではないと甲が判断した場合</p> <p>(2)一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合</p> <p>(3)天災その他やむを得ない事由がある場合</p> <p>(4)乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合</p> <p>(5)乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合</p>

## 当該規則の改定（予定）に伴う表現修正



<p>第15条 本研究の過程で乙、研究者等、その他本研究に関与する者又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合、乙はその費用と責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。ただし、明らかに甲の責に帰すべき理由により損害が生じた場合は、この限りではない。</p> <p>2 乙は、前項の損害が生じた場合、甲に対し速やかにその詳細を書面により報告しなければならない。</p>	<p>(特約)</p> <p>第16条 契約期間が複数の事業年度にわたる場合であって、研究期間開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は委託研究費の減額又は本契約の解除を行うことができ、委託研究費の減額又は本契約の解除によって乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(1)独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2)契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止されることとなった場合</p> <p>(3)前2号に定めるほか、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>	<p>第15条 本研究の過程で乙、研究者等、その他本研究に関与する者又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合、乙はその費用と責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。ただし、明らかに甲の責に帰すべき理由により損害が生じた場合は、この限りではない。</p> <p>2 乙は、前項の損害が生じた場合、甲に対し速やかにその詳細を書面により報告しなければならない。</p>	<p>(特約)</p> <p>第16条 契約期間が複数の事業年度にわたる場合であって、研究期間開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は委託研究費の減額又は本契約の解除を行うことができ、委託研究費の減額又は本契約の解除によって乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わないものとする。</p>
<p>(1)独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2)契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止されることとなった場合</p> <p>(3)前2号に定めるほか、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>	<p>(1)独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2)契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止されることとなった場合</p> <p>(3)前2号に定めるほか、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>	<p>(1)独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2)契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止されることとなった場合</p> <p>(3)前2号に定めるほか、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>	<p>(1)独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2)契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止されることとなった場合</p> <p>(3)前2号に定めるほか、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>
<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。</p> <p>(1)乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(2)乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(3)乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前二号のいずれかに該当すること。</p>			
<p>2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1)乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2)乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。</p> <p>(3)乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。</p> <p>(4)乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5)乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6)本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p>	<p>2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1)乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2)乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。</p> <p>(3)乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。</p> <p>(4)乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5)乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6)本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p>	<p>2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1)乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2)乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。</p> <p>(3)乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。</p> <p>(4)乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5)乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6)本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p>	<p>2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1)乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2)乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。</p> <p>(3)乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。</p> <p>(4)乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5)乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6)本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p>

3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。	3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。	3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。
4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならぬ。	4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならぬ。	4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならぬ。
5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。	5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。	5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。
(不当介入に関する通報・報告)	(不当介入に関する通報・報告)	(不当介入に関する通報・報告)
第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。	第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。	第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。
(債権債務の譲渡等)	(債権債務の譲渡等)	(債権債務の譲渡等)
第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。	第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。	第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。
(存続条項)	(存続条項)	(存続条項)
第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。
(管轄及び準拠法)	(管轄及び準拠法)	(管轄及び準拠法)
第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。	第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。	第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。
(協議)	(協議)	(協議)
第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。	第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。	第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。
(発効日)	(発効日)	(発効日)
第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。	第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。	第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。
「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」
<b>別記4 知財条項</b>	<b>別記4 知財条項</b>	<b>別記4 知財条項</b>
(定義)	(定義)	(定義)
第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。	(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。	(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利	ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利	ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利









<p>2 乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合(ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。)において、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならぬ。</p>	<p>2 乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合(ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。)において、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならぬ。</p>	<p>2 乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合(ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。)において、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならぬ。</p>
<p>(知的財産権に係るその他事項)</p>	<p>第9条 甲及び乙が本知的財産権の共有持分権者となる場合、本知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に甲乙協議の上、これを締結しなければならない。</p>	<p>(知的財産権に係るその他事項)</p>
<p>2 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施する場合、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。</p>	<p>第9条 甲及び乙が本知的財産権の共有持分権者となる場合、本知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に甲乙協議の上、これを締結しなければならない。</p>	<p>第9条 甲及び乙が本知的財産権の共有持分権者となる場合、本知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に甲乙協議の上、これを締結しなければならない。</p>
<p>(研究成果の公表)</p>	<p>第10条 甲及び乙は、研究成果を外部に公表することを確認する。ただし、当該公表が一般条項第9条に反する場合又は甲若しくは乙による研究成果の公表が甲若しくは乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合は、協議して公表の可否を含めた対応を決定するものとする。</p>	<p>(研究成果の公表)</p>
<p>2 研究成果を外部に公表する場合、甲及び乙は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。</p>	<p>第10条 甲及び乙は、研究成果を外部に公表することを確認する。ただし、当該公表が一般条項第9条に反する場合又は甲若しくは乙による研究成果の公表が甲若しくは乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合は、協議して公表の可否を含めた対応を決定するものとする。</p>	<p>第10条 甲及び乙は、研究成果を外部に公表することを確認する。ただし、当該公表が一般条項第9条に反する場合又は甲若しくは乙による研究成果の公表が甲若しくは乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合は、協議して公表の可否を含めた対応を決定するものとする。</p>
<p>(研究成果の報告)</p>	<p>第11条 乙は、事務処理説明書等における甲の指示に従い、研究担当者が甲に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。</p>	<p>(研究成果の報告)</p>
<p>2 甲は、研究成果について、追跡調査、成果展開調査及び知的財産権の利用状況調査等を行うことができるものとし、乙は、当該調査等に必要な協力をを行うものとする。</p>	<p>第11条 乙は、事務処理説明書等における甲の指示に従い、研究担当者が甲に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。</p>	<p>第11条 乙は、事務処理説明書等における甲の指示に従い、研究担当者が甲に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。</p>
<p>(存続条項)</p>	<p>第12条 知財条項第2条から第7条及び第9条から本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p>	<p>(存続条項)</p>
<p>「この頁、以下余白」</p>	<p>「この頁、以下余白」</p>	<p>「この頁、以下余白」</p>
<p><b>別記5 特別条項</b></p>	<p><b>別記5 特別条項</b></p>	<p><b>別記5 特別条項</b></p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第1条 本契約において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)「参画機関」とは、契約項目(1)に記載の研究課題を共同して実施する機関として、研究計画書に記載された機関をいう。</p>	<p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「参画機関」とは、契約項目(1)に記載の研究課題を共同して実施する機関として、研究計画書に記載された機関をいう。</p>	<p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「参画機関」とは、契約項目(1)に記載の研究課題を共同して実施する機関として、研究計画書に記載された機関をいう。</p>
<p>(2)「新会社」とは、本研究の研究成果を事業化するために新たに設立される会社をいう。</p>	<p>(2)「新会社」とは、本研究の研究成果を事業化するために新たに設立される会社をいう。</p>	<p>(2)「新会社」とは、本研究の研究成果を事業化するために新たに設立される会社をいう。</p>
<p>(3)「プログラム推進費」とは、別記1の1に記載の経費であり、本研究が研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援(以下「スタートアップ・エコシステム形成支援」という。)として実施される場合、起業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、起業環境の整備、拠点都市</p>	<p>(3)「プログラム推進費」とは、別記1の1に記載の経費であり、本研究が研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援(以下「スタートアップ・エコシステム形成支援」という。)として実施される場合、起業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、起業環境の整備、拠点都市</p>	<p>(3)「プログラム推進費」とは、別記1の1に記載の経費であり、本研究が研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援(以下「スタートアップ・エコシステム形成支援」という。)として実施される場合、起業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、起業環境の整備、拠点都市</p>

	<p>のエコシステムの形成・発展、その他甲が特に必要と認めた事項に使用する費用をいう。また、本研究が大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム(以下「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」という。)として実施される場合、スタートアップ創出プログラムの構築・運営、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備に使用する費用をいう。</p> <p>(4)「研究開発費」とは、別記1の1に記載の経費であり、研究者等がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための費用をいう。</p> <p>(5)「GAP ファンド」とは、事業化に向けて、大学等の研究成果と事業化との間のギャップを埋めるため、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための資金をいう。</p> <p>(6)「アントレプレナーシップ人材育成プログラム」とは、広く受講者に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的に実施するプログラムや起業に必要となる専門知識やノウハウ等の取得を提供する教育のことをいう。</p> <p>(7)「プラットフォーム」とは、本研究がスタートアップ・エコシステム形成支援として実施される場合、大学等を含む 5 機関以上で構成されるスタートアップ・エコシステムの推進共同体をいう。また、本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施される場合、主幹機関、SU 創出共同機関、協力機関で構成される推進共同体をいう。</p> <p>(8)「大学等発スタートアップ(以下「大学等発 SU」という。)」とは、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップのことをいう。</p> <p>(9)「拠点都市プラットフォーム(以下「拠点都市 PF」という。)」とは、拠点都市プラットフォーム共創支援においてスタートアップ創出プログラム等を実施するプラットフォームのことをいう。</p> <p>(10)「本支援」とは、本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合の、起業後の甲による乙に対する支援をいう。</p> <p>(起業活動支援プログラムの運営等)</p> <p>第2条 本研究がスタートアップ・エコシステム形成支援として実施される場合、次の各号を実施するものとする。</p> <p>(1) 乙は、大学等の研究者等の技術シーズを基にした起業に向けて、参画する大学等の研究課題の募集・選考を行い、採択後、研究者等に対して、研究開発費の適切な配布、起業ノウハウ等の修得、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング、これらをハンズオン支援する人材の育成などの支援を実施するものとする。</p> <p>(2) 乙は、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発、実施およびアントレプレナーシップ人材育成プログラムを提供できる仕</p>	<p>終了した研究タイプを削除</p>
--	---	---------------------

	<p>組みや体制の整備を実施するものとする。</p> <p>(3) 乙は、起業を志す研究者等が事業化に向けた準備や検討を行う際に必要となる環境の整備を実施するものとする。</p> <p>(4) 乙は、起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラムの各機能がプラットフォーム全体として効果的に機能するような仕組みの構築に向けて、プラットフォーム推進会議やネットワーク構築のためのイベントやコミュニティなどの企画・運営を実施するものとする。</p> <p>(5) 乙は、契約期間終了後もプラットフォーム内外で持続的に大学発ベンチャー創出支援に取り組むスタートアップ・エコシステムを実現するため、資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、参画機関で連携した GAP ファンドの運用やアントレプレナーシップ人材育成プログラムが実施できる体制の構築に向けた取り組みを実施するものとする。</p> <p><b>2</b> 本研究が大学推進型として実施される場合、次の各号を実施するものとする。</p> <p>(1) 乙は、この研究者等の技術シーズを基にした起業や研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 起業実証支援 の申請に向け、この卒学連携部門が乙内において研究課題の募集・選考を行い、採択後、研究者等に対して、研究開発費の適切な配布、起業ノウハウ等の修得、ビジネスモデルのブランディング、想定顧客訪問サポート、個別マッチングなどの支援を実施するものとする。</p> <p>(2) 乙は、契約期間終了後も持続的に大学発ベンチャー創出支援を実現するため、GAP ファンドの運用や支援体制の維持等に必要な資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、実現に向けた取り組みを実施するものとする。</p> <p><b>3</b> 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施される場合、次の各号を実施するものとする。ただし、乙が、スタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合を除く。</p> <p>(1) 乙は、大学等発 SU 創出にポтенシャルがあるシーズを発掘し、大学等発 SU の創出に向け、研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、案件発掘の段階から事業化に向けて達成すべき事業開発・研究開発マイルストンを設定し、研究開発課題のビジネスモデルのブランディング、試作品製作、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客のヒアリング等を、学内外の起業支援人材のほか、事業化推進機関や経営者候補人材等と共同し、集中的・一体的に事業開発・研究開発を進めるためのプログラムの構築と運営を実施するものとする。</p> <p>(2) 乙は、人材・知・資金の好循環により継続的に大学等発 SU を創出するスタートアップ・エコシステムの構築に向け、起業に携わる人材がプラットフォーム内で育成・活躍できる環境、事業成長するスタートアップが創出しやすい環境、及び成長したスタートアップからの資金が大学・プラットフォームに還流し、更なる投資につながる環境等の整備を、参画機関を拡充しながら実施するものとする。また、乙が拠点都市 PF に参画している場合、乙は、スタートアップ・エコシステムの国際化に向けた取り組みを実施するものとする。</p>	<p>終了した研究タイプを削除</p>
--	---	---------------------



<p>3 甲は、甲に所属する研究者等が、乙が管理する施設及び設備(福利厚生に係る施設を含む。)(以下「施設等」という。)を使用する場合、甲に所属する研究者等が乙の施設等使用に関する指示及び諸規定を遵守するよう措置するものとする。</p> <p>4 甲に所属する研究者等が乙の管理する施設において、乙に所属する研究者等と共同して本研究に従事する場合、乙は、甲に所属する研究者等に対して、指揮命令を行わない。ただし、乙の設備管理・安全衛生上及び乙における法令等の遵守のため必要とされる場合は、この限りではない。</p> <p>5 乙は、甲に所属する研究者等に対し、乙の施設等の利用等について、乙に所属する研究者等と同等の扱いをしなければならない。また、乙は、甲に所属する研究者等が本研究の実施及び乙の施設内での生活環境において不利益等を被らないよう措置する。</p> <p>6 甲は、甲に所属する研究者等が一般条項第9条に規定する秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も同条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p> <p>7 甲は、乙が知財条項第2条から第7条に定める義務と同様の義務を履行することを条件に、甲に所属する研究者等が本研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、甲に所属する研究者等の同意が得られた場合、乙に承継させことができるものとする。ただし、当該同意を得るための甲に所属する研究者等との協議並びに必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、甲に所属する研究者等に不利益が生じないよう、当該同意における承継の対価等に関する条件については、乙に所属する研究者等と同等の扱いをするものとする。</p> <p>8 甲と乙の間で、甲に所属する研究者等を乙に出向させる取扱いを別途定める場合において、本契約と出向に係る取扱いとの間に矛盾が生じる場合には、出向に係る取扱いの定めが優先して適用されるものとする。</p>	<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)</p> <p>第6条 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、一般条項第2条の規定にかかわらず、本契約では法令及び指針等の遵守・善管注意義務につき本条第2項から第6項までの規定を適用する。ただし、本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙が、スタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合を除く。</p> <p>2 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>5 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下</p>	<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)</p> <p>第6条 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、一般条項第2条の規定にかかわらず、本契約では法令及び指針等の遵守・善管注意義務につき本条第2項から第6項までの規定を適用する。ただし、本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙が、スタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合を除く。</p> <p>2 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>5 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下</p>
--	---	---

	<p>「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>6 乙は、本条第2項及び第3項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p> <p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第7条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p> <p>(新会社による委託研究費の使途及び使用)</p> <p>第8条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合、乙は、委託研究費を用いて自己の収入を得る行為を行うことはできず、また、委託研究費を営業活動及び販売拡大活動に係る費用として支出することはできないものとする。</p> <p>(新会社における調査)</p> <p>第9条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合、調査について、一般条項第2条の2の規定にかかわらず、本条第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>2 甲は、本研究の進捗状況、委託研究費の使用状況及び新会社の資金繰り等を含む経営状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究に<u>係る</u>進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等(甲の判断により本研究に<u>係るもの</u>以外の資料を対象とすることを妨げない。)を調査させることができる。</p> <p>3 乙は、前項の調査に協力するとともに、甲の求めに応じて、適宜、前項に定める書類等を甲の指定した期日までに提出するものとする。</p> <p>(新会社における取得物品の帰属等)</p> <p>第10条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合、取得物品の帰属等について、一般条項第5条の規定にかかわらず、本条第2項から第6項までの規定を適用する。</p> <p>2 その取得価額及び使用可能期間にかかわらず、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>3 乙は、研究期間終了までの間、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。</p>	<p>「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>6 乙は、本条第2項及び第3項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p> <p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第7条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p> <p>(新会社による委託研究費の使途及び使用)</p> <p>第8条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合、乙は、委託研究費を用いて自己の収入を得る行為を行うことはできず、また、委託研究費を営業活動及び販売拡大活動に係る費用として支出することはできないものとする。</p> <p>(新会社における調査)</p> <p>第9条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合、調査について、一般条項第2条の2の規定にかかわらず、本条第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>2 甲は、本研究の進捗状況、委託研究費の使用状況及び新会社の資金繰り等を含む経営状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究に<u>係る</u>進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等(甲の判断により本研究に<u>係るもの</u>以外の資料を対象とすることを妨げない。)を調査させることができる。</p> <p>3 乙は、前項の調査に協力するとともに、甲の求めに応じて、適宜、前項に定める書類等を甲の指定した期日までに提出するものとする。</p> <p>(新会社における取得物品の帰属等)</p> <p>第10条 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムの GAP ファンドによる成果として起業された新会社の場合、取得物品の帰属等について、一般条項第5条の規定にかかわらず、本条第2項から第6項までの規定を適用する。</p> <p>2 その取得価額及び使用可能期間にかかわらず、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>3 乙は、研究期間終了までの間、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。</p>
--	--	--

<p>4 乙は、研究期間終了までの間、取得物品を売却してはならない。      5 乙は、研究期間終了までの間、取得物品を営利目的の活動に使用し、収入を得てはならない。      6 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p> <p>(新会社による半期報告)  <b>第11条</b> 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合、乙は、一般条項第10条に定める乙の報告義務のほか、半期(本支援の開始日を含む月から6ヶ月間をいう。)の本研究の進捗に関する目標を定め、当該半期終了後甲が別途指定する日までに、乙の資金繰り表を添えて当該目標の達成状況をプラットフォームに報告する(甲にはそれらの写しを提出する)ものとする。</p> <p>(新会社における停止、中止又は期間の変更)  <b>第12条</b> 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合、委託研究費の使用の停止、中止及び本研究の停止、中止又は期間の変更について、一般条項第11条の規定にかかわらず、本条第2項から第5項までの規定を適用する。</p> <p>2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第5号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題その他の事由の発生又は本研究に対し甲又はプラットフォームが行う評価により、本研究を継続することが適切ではないと甲又はプラットフォームが判断した場合</li> <li>(2) 乙が、シード期において民間資金又は競争的研究費等を獲得するなど、資金調達を実現した場合</li> <li>(3) 一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合</li> <li>(4) 天災その他やむを得ない事由がある場合</li> <li>(5) 乙が特別条項第11条に定める半期報告を怠った場合</li> <li>(6) 特別条項第11条に定める半期報告の結果、甲又はプラットフォームが本研究を継続することが適切でないと判断した場合</li> <li>(7) 乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合</li> <li>(8) 乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合</li> <li>(9) 乙が、本項に定める甲への報告を怠った場合</li> </ul> <p>3 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、一般条項第10条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。</p> <p>4 本条第2項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本研究の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。</p>	<p>4 乙は、研究期間終了までの間、取得物品を売却してはならない。      5 乙は、研究期間終了までの間、取得物品を営利目的の活動に使用し、収入を得てはならない。      6 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p> <p>(新会社による半期報告)  <b>第11条</b> 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合、乙は、一般条項第10条に定める乙の報告義務のほか、半期(本支援の開始日を含む月から6ヶ月間をいう。)の本研究の進捗に関する目標を定め、当該半期終了後甲が別途指定する日までに、乙の資金繰り表を添えて当該目標の達成状況をプラットフォームに報告する(甲にはそれらの写しを提出する)ものとする。</p> <p>(新会社における停止、中止又は期間の変更)  <b>第12条</b> 本研究がスタートアップ・エコシステム共創プログラムとして実施され、乙がスタートアップ・エコシステム共創プログラムのGAPファンドによる成果として起業された新会社の場合、委託研究費の使用の停止、中止及び本研究の停止、中止又は期間の変更について、一般条項第11条の規定にかかわらず、本条第2項から第5項までの規定を適用する。</p> <p>2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第5号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題その他の事由の発生又は本研究に対し甲又はプラットフォームが行う評価により、本研究を継続することが適切ではないと甲又はプラットフォームが判断した場合</li> <li>(2) 乙が、シード期において民間資金又は競争的研究費等を獲得するなど、資金調達を実現した場合</li> <li>(3) 一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合</li> <li>(4) 天災その他やむを得ない事由がある場合</li> <li>(5) 乙が特別条項第11条に定める半期報告を怠った場合</li> <li>(6) 特別条項第11条に定める半期報告の結果、甲又はプラットフォームが本研究を継続することが適切でないと判断した場合</li> <li>(7) 乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合</li> <li>(8) 乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合</li> <li>(9) 乙が、本項に定める甲への報告を怠った場合</li> </ul> <p>3 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、一般条項第10条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。</p> <p>4 本条第2項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本研究の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。</p>
---	---

<p>(存続条項) 第7条 特別条項第3条第1項第1号及び第2項、第4条、第5条第7項及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p> <p>「以下、余白」</p>	<p>5 甲及び乙は、両者合意の上、別途、研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p> <p>(存続条項) 第13条 特別条項第4条第1項第1号及び第3号、第5条、第9条、第10条第2項及び第6項、第12条第3項及び第4項並びに本条の規定は、契約期間終了後又は本契約解除後も存続するものとする。</p> <p>「以下、余白」</p>	<p>5 甲及び乙は、両者合意の上、別途、研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p> <p>(存続条項) 第13条 特別条項第4条、第5条、第9条、第10条第2項及び第6項、第12条第3項及び第4項並びに本条の規定は、契約期間終了後又は本契約解除後も存続するものとする。</p> <p>「以下、余白」</p>	<p>取扱い状況を踏まえた見直し。</p> <p>「以下、余白」</p>
--	---	--	--------------------------------------